

東京都公安委員会告示第 2657 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 8 月 26 日

東京都公安委員会

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

別添のとおり

3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都台東区日本堤1丁目17-7 中本 正昭	放置違反金納付命令書 (第 30-101-260516-201518)
東京都中央区銀座1丁目12-4-7F 株式会社 RICHIE	放置違反金納付命令書 (第 30-104-260612-202638)
東京都荒川区西日暮里2-7-18 Yu&I raven 株式会社	放置違反金納付命令書 (第 30-106-260408-408213)
東京都豊島区東池袋3丁目21-21-1803 周 鵬飛	放置違反金納付命令書 (第 30-106-260508-211075)
東京都日野市日野台5丁目3-1 メゾン・ド・ノア日野台233 川口 つぐみ	放置違反金納付命令書 (第 30-108-260514-205098)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-217-260609-204132)
東京都世田谷区松原4丁目9-17 MH松原103 松永 樹	放置違反金納付命令書 (第 30-326-260610-420215)
東京都中央区銀座6丁目12-2東京銀座ビルディングB1-8 株式会社CWD内 CWD合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260516-201374)
東京都日野市日野台5丁目3-1 メゾン・ド・ノア日野台233 川口 つぐみ	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260418-208261)
東京都日野市日野台5丁目3-1 メゾン・ド・ノア日野台233 川口 つぐみ	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260505-210300)
東京都品川区西品川2丁目2-27-103 落合 隼人	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260506-425352)
東京都日野市日野台5丁目3-1 メゾン・ド・ノア日野台233 川口 つぐみ	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260526-203329)
東京都日野市日野台5丁目3-1 メゾン・ド・ノア日野台233 川口 つぐみ	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260527-202245)
東京都台東区日本堤1丁目22-5 ビジネスホテル山王 浦島 弘樹	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260608-406237)
東京都港区南青山3丁目15-9 MINOWA表参道3階 株式会社 Reveal	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260608-201171)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260608-202135)
東京都日野市日野台5丁目3-1 メゾン・ド・ノア日野台233 川口 つぐみ	放置違反金納付命令書 (第 30-550-260530-205216)
東京都新宿区西新宿1丁目20-3 西新宿高木ビル8階 株式会社 東興商事	放置違反金納付命令書 (第 30-550-260612-205420)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260609-201254)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260610-201266)
東京都豊島区東池袋5丁目7-3-902 郭 海鷹	放置違反金納付命令書 (第 30-670-260716-427608)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都中央区銀座1丁目12-4-7F

株式会社 RICHIE

督促状(第 30-106-260501-215135)

東京都台東区日本堤1丁目22-5 ビジネスホテル山王
浦島 弘樹

督促状(第 30-436-260309-408399)

東京都台東区日本堤1丁目22-5 ビジネスホテル山王
浦島 弘樹

督促状(第 30-436-260312-408400)

埼玉県川越市的場1丁目1-6 タウニィ堅木A-102
樂山 勇介

督促状(第 30-439-260208-405109)

神奈川県茅ヶ崎市中海岸4丁目10-3-10-105
新城 永作

督促状(第 30-550-260424-436080)

東京都板橋区若木2丁目10-9-4-109
渡辺 航平

督促状(第 30-550-260425-203886)

東京都目黒区目黒4丁目12-6-31.3
渡邊 泰義

督促状(第 30-771-260417-404145)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日(以下「送達日」という。)の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁交通部駐車対策課経由)に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)